

京都市京北地域水道の管理に関する条例（平成17年3月25日京都市条例第107号）（上下水道局総務部総務課）

京北町の区域の編入に伴い、同町の区域内に設置される京北地域水道の管理に関し必要な事項を定めることとしました。

主な内容は、次のとおりです。

1 給水装置工事の費用（第5条関係）

市長が施行する給水装置工事の費用は、当該給水装置工事をしようとする者が負担することとします。

2 1月の料金の額（第7条関係）

1月（定例日の属する月の前月の定例日の翌日から当該定例日までの期間をいいます。）の料金の額は、基本料金の額と従量料金の合計額とします。

3 使用水量の決定（第8条関係）

市長は、京都市地域水道の管理に関する条例第13条第1項の規定を適用したならば同項の規定により決定される使用水量を、当該決定の日の属する月分及びその前月分の使用水量として決定することとします。

4 特別給水の料金（第10条関係）

給水装置によらないで給水を行ったときの料金の額は、使用水量1立方メートルまでごとに255円以下の一定の金額及び当該給水のために特に要した費用の合計額とします。

5 加入金（第11条関係）

給水装置を新設し、又は給水管の口径を増径しようとする者は、加入金を納入しなければならないこととします。

## 6 分担金（第12条関係）

宅地の造成をしようとする者その他の者は、水道施設が設置されていない場所等への給水の申込みをしたことにより、新たに水道施設の設置又は増強が必要となるときは、分担金を納入しなければならないこととします。

## 7 手数料（第13条関係）

給水装置工事の完了の検査を受けようとする指定給水装置工事事業者は、当該検査の申請の際に1回につき1,000円の手数料を納入しなければならないこととします。

## 8 京都市地域水道の管理に関する条例の規定の準用

1から7までに掲げるもののほか、京都市地域水道の管理に関する条例の規定を準用することとします。

## 9 その他

- (1) 京北町の区域の編入に伴う必要な経過措置を定めます。
- (2) 京都市地域水道の管理に関する条例について、必要な規定整備を行います。

この条例は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行することとしました。

京都市京北地域水道の管理に関する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第107号

京都市京北地域水道の管理に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 給水の中止等の届出（第3条）
- 第3章 給水装置工事（第4条～第6条）
- 第4章 料金等（第7条～第12条）
- 第5章 雑則（第13条～第16条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、京都市地域水道条例第2条の規定に基づき、京北地域水道（京都市地域水道条例別表に掲げる黒田簡易水道、京北北部簡易水道、京北中部簡易水道、弓削簡易水道、京北西部簡易水道、熊田簡易水道、細野簡易水道、灰屋飲料水供給施設及び余野飲料水供給施設をいう。以下同じ。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、京都市地域水道の管理に関する条例（以下「管理条例」という。）において使用する用語の例による。

第2章 給水の中止等の届出

第3条 使用者は、水の供給を受けることをやめようとするときは、その

旨を市長に届け出なければならない。

- 2 使用者は、別表第1に掲げる用途を変更しようとするときは、別に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 使用者は、使用者又は給水装置の所有者の氏名又は住所（法人にあっては、その名称若しくは代表者名又は主たる事務所の所在地）に変更があったときは、別に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

### 第3章 給水装置工事

（特定区間に係る給水管及び給水用具の構造及び材質の指定）

第4条 市長は、災害による給水装置の損傷を防止し、又は給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行うために必要な範囲内において、配水管への取付口から水道メーターまでの部分（以下「特定区間」という。）の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定するものとする。

- 2 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管から分岐して給水管を設ける工事及び特定区間に係る給水装置工事について、工法、工期その他の工事上の条件を付することができる。

（給水装置工事の費用）

第5条 給水装置工事（市長が施行するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の費用は、当該給水装置工事をしようとする者の負担とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が同項の規定によることが適当でないとする給水装置工事の費用の負担については、市長が定める。
- 3 給水装置工事の費用の額は、設計費、材料費、運搬費、人件費、工事

監督費、路面復旧費及び間接経費の合計額とする。

(給水装置工事の費用の納入)

第6条 給水装置工事の費用を負担する者は、当該給水装置工事に着手する前に、市長が定める概算額を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、給水装置工事（市長が指定するものに限る。）の費用を負担する者は、同項の概算額を分割して納入することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する給水装置工事の費用を負担する者は、当該給水装置工事のしゅん工後30日を超えない範囲内において市長が定める期限内に当該費用を納入しなければならない。

(1) 市長が定める軽易な修繕である給水装置工事

(2) 国、地方公共団体その他市長が指定する者が行う給水装置工事

#### 第4章 料金等

(1月の料金の額)

第7条 1月（定例日の属する月の前月の定例日の翌日から当該定例日までの期間をいう。以下同じ。）の料金の額は、次項の基本料金の額及び第3項の従量料金の額の合計額とする。

2 1月の基本料金は、別表第1に掲げるとおりとする。

3 1月の従量料金は、別表第1に掲げる基本水量を超える部分の使用水量1立方メートルにつき204円とする。

4 前3項の規定にかかわらず、臨時使用（工事その他の理由によりあらかじめ6箇月以内の期間を定めて使用することをいう。以下同じ。）に供する給水装置の水道料金は、使用水量1立方メートルにつき255円と

する。

(使用水量の決定)

第8条 市長は、管理条例第13条第1項の規定を適用したならば同項の規定により決定される使用水量を、当該決定の日の属する月分及びその前月分の使用水量として決定するものとする。この場合において、これらの月分の使用水量は、均等とみなし、当該使用水量に1立方メートル未満の端数が生じるときは、当該決定の日の属する月分の使用水量に係る端数を切り捨て、その前月分の使用水量に係る端数を1立方メートルに切り上げるものとする。

(使用水量の決定及び料金の額の算定の特例)

第9条 前2条の規定にかかわらず、2月（前条前段の規定による決定の日の属する月の前々月の定例日の翌日から当該決定の日の属する月の定例日までの期間をいう。）の途中で、給水を開始し、若しくはやめ、又は別表第1に掲げる給水管の口径若しくは用途に変更があったとき（第7条第2項の基本料金に変更があった場合に限る。）の1月に係る使用水量及び料金の額は、前2条及び第14条において準用する管理条例第14条の規定により算定される使用水量及び料金の額との均衡を考慮して、別に定める基準により決定し、及び算定する。

(特別給水の料金)

第10条 給水装置によらないで給水を行ったときの料金の額は、使用水量1立方メートルまでごとに255円以下でそのつど市長が定める金額と当該給水のために特に要した費用に相当する額との合計額とする。

(加入金)

第11条 給水装置を新設し、又は給水管の口径を増径しようとする者は、

次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の加入金を納入しなければならない。

(1) 給水装置を新設するとき

ア イ以外の給水装置 別表第2に掲げる額

イ 臨時使用の給水装置 52,500円

(2) 給水管の口径を増径するとき 増径後の給水管の口径に応じ前号の規定を適用して得た額から、増径前の給水管の口径に応じ同号の規定を適用して得た額を控除した額

- 2 加入金は、市長が指定した期限内に納入しなければならない。
- 3 既納の加入金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(分担金)

第12条 宅地の造成をしようとする者その他の者は、水道法第3条第8項に規定する水道施設（以下「水道施設」という。）が設置されていない場所（水道施設が設置されていてもその能力が限界に達している場所を含む。）への給水の申込みをしたことにより、新たに水道施設の設置又は増強が必要となったときは、分担金を納入しなければならない。

- 2 前項の分担金の額の算定方法は、市長が定める。ただし、その額は、水道施設の設置又は増強に要する費用及びこれに付随する費用の総額を上限とする。
- 3 分担金は、水道施設を設置する工事又は増強する工事に着手する日までに納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 既納の分担金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認

めるときは、この限りでない。

## 第5章 雑則

(手数料)

第13条 次条において準用する管理条例第9条第1項の規定による検査の申請をしようとする指定給水装置工事事業者は、申請の際に1回につき1,000円の手数料を納入しなければならない。

(京都市地域水道の管理に関する条例の規定の準用)

第14条 管理条例第2章(第5条を除く。),第3章(第10条を除く。),第11条,第13条第2項,第14条,第16条及び第5章から第7章までの規定は,京北地域水道について準用する。この場合において,第13条第2項中「前項」とあるのは「第8条又は第9条」と,第16条中「第13条第2項」とあるのは「第14条において準用する管理条例第13条第2項」と読み替えるものとする。

(料金等の減免)

第15条 市長は,特別の理由があると認めるときは,市長が施行する給水装置工事の費用,料金又は加入金を減額し,又は免除することができる。

(委任)

第16条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は,市長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は,京北町の区域の編入の日(平成17年4月1日)から施行する。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧京北町水道事業給水条例（旧京北町飲料水供給施設の設置及び管理に関する条例第3条において準用する場合を含む。以下「旧町条例」という。）第5条の規定による承認の申込みを行った者であって、施行日前に同条の承認又は不承認の処分を受けていないものは、第14条において準用する管理条例第7条第1項本文の規定による承認の申請を行ったものとみなす。
- 3 施行日前に旧町条例第5条の規定による承認を受けた者は、第14条において準用する管理条例第7条第1項本文の規定による承認を受けたものとみなす。
- 4 前2項に規定するもののほか、旧町条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例（第14条において準用する管理条例を含む。）の相当規定によってしたものとみなす。
- 5 施行日前に旧町条例第22条の規定により徴収することとされた料金については、施行日以後も、旧町条例の例により、徴収することができる。
- 6 施行日前に旧京北町水道事業の分担金徴収に関する条例の規定により徴収することとされた分担金については、施行日以後も、同条例の規定の例により、徴収することができる。
- 7 施行日前にした旧町条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、施行日以後も、旧町条例の例による。
- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

(関係条例の一部改正)

9 京都市地域水道の管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「規定する地域水道」の右に「(京都市京北地域水道の管理に関する条例第1条に規定する京北地域水道を除く。)」を加える。

別表第1 (第7条関係)

給水管の口径	用途	基本水量	基本料金
13ミリメートル		10立方メートル	2,065円
20ミリメートル	家庭用	10立方メートル	2,175
	学校又は病院用	100立方メートル	6,570
	その他の用途	20立方メートル	4,580
25ミリメートル以上	家庭用	10立方メートル	3,280
	学校又は病院用	100立方メートル	6,570
	その他の用途	20立方メートル	4,580

別表第2 (第11条関係)

給水管の口径	加入金
13ミリメートル	136,500円
20ミリメートル	168,000
25ミリメートル	210,000
40ミリメートル	273,000
50ミリメートル	420,000

(上下水道局総務部総務課)